⑷　評価及び落札者の決定方法

入札参加者の技術提案項目を評価し、評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格の最も高い者を落札者となるべき者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

①　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。

②　技術提案の内容が発注者が設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

③　評価値が最低限の要求要件である標準点を契約制限価格で除した数値を下回らないこと。

⑸　評価点の付与の方法

入札説明書に記載された要求要件をみたし、技術提案がない場合及び技術提案が有効と評価できない場合においては標準案の注意事項に適切な記述があれば、標準点の100点を付与するものとする。

また、最大30点の加算点は、⑶①～⑥の技術提案項目における提案で、評価を得た提案の項目数及び内容に応じ付与するものとし、評価指標毎の配点は次のとおりとする。

◆企業の信頼性・社会性に関する事項：５点

◆工事目的物の性能・機能に関する事項：10点

◆社会的要請に関する事項：10点

◆総合的なコストに関する事項：５点

⑹　⑷において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑺　技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定を最大11点減点する。また契約違反としての措置を講ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒810―0001 福岡県福岡市中央区天神１－４－２　エルガーラ８Ｆ　西日本高速道路株式会社　九州支社　総務企画部　経理グループサブリーダー　安楽　政明　電話092―717―1745

⑵　入札説明書、図面、仕様書等（以下「申請書等」という。)の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：平成21年12月９日（水）から平成22年３月10日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成21年12月29日から平成22年１月３日）(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所：上記４⑴に同じ。

③　交付方法：直接交付する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成21年12月10日（木）から平成22年１月14日（木）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送（簡易書留に限る。)すること。

⑷　入札書の提出期限、場所及び提出方法

①　提出期限：平成22年３月11日（木）午前11時00分

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。)すること。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札日時：平成22年３月12日（金）午前10時30分

②　開札場所：上記４⑴の９階建設事業部会議室

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

イ）入札保証金　免除

ロ）契約保証金　納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　技術提案の提出

①　企業の信頼性・社会性については、入札説明書で指定する様式で提出すること。

②　工事目的物の性能・機能向上、社会的要請に関する技術提案については、入札説明書で指定する様式で提出すること。標準案で施工しようとする場合や技術提案が適正と認められない場合に標準案で施工する意思があるときは、入札説明書で指定する様式によりその意思を技術提案資料に記載して提出すること。

また、標準案で施工する時の注意事項についても、入札説明書で指定する様式に内容を記載すること。

③　総合的なコストに関する提案がある場合は、入札説明書で指定する様式により技術提案資料を提出するものとするが、標準案での施工に関する意思表示も施工上の注意事項の記載も求めない。

⑸　技術提案資料のヒアリングを実施する。

⑹　技術提案の採否

技術提案の採否及び技術提案が無い者が提出した、標準案の注意事項の確認結果については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案により施工を実施する者又は技術提案を認められず標準案により施工を実施する者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑻　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

⑼　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

⑽　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

⑾　手続における交渉の有無　無

⑿　契約書作成の要否　要

⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒁　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

⒃　低入札工事の契約においては、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⒄　低入札工事の契約が、請負人の責めに帰すべき理由により解除される場合には、違約金として請負代金額の10分の３に相当する額を徴収する。